

水先法

1. 案内情報

手続名 : 水先人会又は水先人の報告 (1) 水先実績
手続根拠 : 水先法施行規則第24条第1項第1号
手続対象者 : 水先人会 (水先人会がない水先区においては水先人)
提出時期 : 前月中の水先実績を毎月末日まで
提出方法 : 郵送又は窓口
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし
申請書様式 : 水先実績調 (省令第十号様式)
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -

水先法

1. 案内情報

- 手続名 : 水先人会又は水先人の報告 (2) 水先業務用施設の現況
手続根拠 : 水先法施行規則第24条第1項第2号
手続対象者 : 水先人会 (水先人会がない水先区においては水先人)
提出時期 : 毎年3月31日における水先業務用施設の現況を毎月4月30日まで
提出方法 : 郵送又は窓口
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし
申請書様式 : 水先業務用施設現況調 (省令第十一号様式)
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -

水先法

1. 案内情報

手続名 : 水先人会又は水先人の報告 (3) 損益
手続根拠 : 水先法施行規則第24条第1項第3号
手続対象者 : 水先人会 (水先人会がない水先区においては水先人)
提出時期 : 前年4月1日以後1年間の損益を毎年5月31日まで
提出方法 : 郵送又は窓口
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし
申請書様式 : 損益計算書又はこれに類する書類
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -

水先法

1. 案内情報

- 手続名 : 水先人会又は水先人の報告 (4) 水先修業生の採用
手続根拠 : 水先法施行規則第24条第1項第4号
手続対象者 : 水先人会 (水先人会がない水先区においては水先人)
提出時期 : 水先修業生を採用したき、次の事項を採用の日から10日以内
一. 本籍、住所、氏名及び出生の年月日
二. 採用の年月日
三. 履歴
提出方法 : 郵送又は窓口
手数料 : なし
添付書類・部数 : なし
申請書様式 : 水先修業生採用報告書
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -

水先法

1. 案内情報

- 手続名 : 水先人会又は水先人の報告 (5)業務の開始
手続根拠 : 水先法施行規則第24条第1項第5号
手続対象者 : 水先人
提出時期 : 業務を開始した旨及び業務を開始した日を業務を開始した日から10日以内
提出方法 : 郵送又は窓口
手数料 : なし
添付書類・部数 : 診断書1部(疾病により水先業務を休止していた場合)
申請書様式 : 就業報告書
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454
又は各最寄りの運輸支局若しくは海事事務所
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -

水先法

1. 案内情報

- 手続名 : 水先人会又は水先人の報告 (6)業務の休止
手続根拠 : 水先法施行規則第24条第1項第6号
手続対象者 : 水先人
提出時期 : 業務を1月以上休止するとき、その事由及び休止期間を遅滞なく
提出方法 : 郵送又は窓口
手数料 : なし
添付書類・部数 : 診断書1部(休業の理由が疾病である場合)
申請書様式 : 休業報告書
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454
又は各最寄りの運輸支局若しくは海事事務所
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -

水先法

1. 案内情報

手続名	:	水先人会又は水先人の報告（7）業務の休止期間の変更
手続根拠	:	水先法施行規則第24条第1項第7号
手続対象者	:	水先人
提出時期	:	業務を1月以上休止する場合であって業務の休止期間に変更を生じたとき、その事由及び期間を遅滞なく
提出方法	:	郵送又は窓口
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	なし
申請書様式	:	休業変更報告書
記載要領・記載例	:	提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	:	北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	0134-27-7189
	:	東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
	:	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
	:	北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	025-244-6128
	:	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
	:	近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
	:	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
	:	中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	082-228-8794
	:	四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
	:	九州運輸局海上安全環境部海技資格課	093-332-8094
	:	沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-862-1454

又は各最寄りの運輸支局若しくは海事事務所

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先に同じ

3. 手続情報

審査基準	:	-
標準処理期間	:	-
不服申立方法	:	-

水 先 実 績 調

(その一) 総括表

運航区分	日 本 船 舶			外 国 船 舶			合 計		
	隻数	総トン数	水先料	隻数	総トン数	水先料	隻数	総トン数	水先料
合 計									

備考 運航区分の欄には、別表第三水先料表の水先をする船舶の運航区分欄に掲げる運航区分を要約して同欄に掲げる順序により記載すること。

(その二) 各人別水先実績表

内外船の別	月日	船名	国籍	総トン数	喫水	水先をした区間		水先をした時間		水先料				備考
						発地	着地	自	至	昼間水先料	夜間水先料	割増水先料	合計	
日本船舶														
	小計	(隻)												
外国船舶														
	小計	(隻)												
合計	(隻)													

- 備考
- 1 日本船舶及び外国船舶のそれぞれについて水先をした日を追って記載すること。
 - 2 第23条第2項の表二の水先については、一方の水先人の各人別水先実績表にのみ記載し、その表の備考欄に他方の水先人の氏名を記載すること。
 - 3 昼間水先料の欄には、日出から日没までの間において水先をした場合の水先料のうち、夜間水先料の欄には、日没から日出までの間において水先をした場合の水先料のうち、それぞれ割増水先料を含まない額を記載すること。
 - 4 割増水先料の欄には、第23条第2項の表及び第6項の割増額を別々に記載し、かつ、同条第2項の表の割増額にあつては当該割増額を規定する同表の番号を、同条第6項の割増額にあつては「第6項」と当該金額の前に付記すること。
 - 5 別表第三に定める多層甲板船の水先については、備考欄に「多層甲板船」と記載し、かつ、加算額に加算割増率を乗じて得た額を記載すること。
 - 6 第23条第4項又は第5項の水先については、備考欄には「二人乗り」又は「対外旅客定期」（第4項及び第5項の水先にあつては、「二人乗り・対外旅客定期」）と記載し、水先料欄には3から5までの記載すべき額（第23条第2項の表四及び第6項の割増額を除く。）からそれぞれ百分の十五又は百分の三十に相当する額（第4項及び第5項の水先にあつては、3から5までの記載すべき額（第23条第2項の表四及び第6項の割増額を除く。）からそれぞれ百分の十五に相当する額を減じた額から百分の三十に相当する額）を減じた額を記載すること。

水先業務用施設現況調

(その一) 水先船

船名	船質	進水の年月	総トン数	最高速度	機関の種類及び馬力数	無線電話			所有、裸よう船、定期よう船の別	所有年月日又は借入期間	配置場所
						無線局の種別	空中線電力(W)	個数			

(その二) 事務所等

名称及び事務所、見張所、待機所、信号所等の別	所在地	所有、借入の別	延面積 (m ²)	無線電話		
				無線局の種別	空中線電力(W)	個数

水先業務損益計算書

	項 目	金 額	備 考
収 益	水先料収入		
	雑収入		
	合 計		
費 用	船艇費		
	事務所費		
	業務費		
	会費		
	引当金繰入額 租税公課支 借入金利息 払合額計等 法人税		
純 利 益	水先人分配額 (税込)繰入額		
	法定準備金 別途積立金 その他		

水先修業生採用報告書

年 月 日

殿

水先区水先人会
会長

弊会において下記の者を 年 月 日水先修業生として採用しましたので、
水先法施行規則第24条第1項の規定により履歴書（別紙）を添えて報告します。

記

1. 本 籍
2. 住 所
3. 氏 名
4. 生年月日

就 業 報 告 書

年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

住 所

氏 名

・

水先業務を開始しましたので、水先法施行規則第24条第1項の規定により報告します。

- 1 . 本 籍
- 2 . 氏名及び生年月日
- 3 . 水先区の名称
- 4 . 業務を開始した日
- 5 . 所属水先人会の名称

休 業 報 告 書

年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

住 所

氏 名

水先業務を休業しますので、水先法施行規則第24条第1項の規定により報告します

。

1 . 本 籍

2 . 氏名及び生年月日

3 . 水先区の名称

4 . 免許年月日

5 . 免許番号

6 . 休業期間

〔 自 年 月 日
至 年 月 日

7 . 休業理由

休業変更報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏 名

年 月 日付けで報告しました水先業務の休止期間について下記のとおり
変更しますので、水先法施行規則第24条第1項の規定により報告します。

1. 本 籍

2. 氏名及び生年月日

3. 水先区の名称

4. 免許年月日

5. 免許番号

6. 休業期間

新 〔自 年 月 日 旧 〔自 年 月 日
至 年 月 日 至 年 月 日

7. 休業変更理由